

座間市告示第192号

座間市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和5年12月12日

座間市長 佐藤 弥斗

座間市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務のうち、申請者が行う業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者で

ないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

エ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号のいずれかに掲げる業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他の業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 前項に規定する指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

3 市長は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定する場合にあっては空家等管理活用支援法人指定書（第2号様式）により、申請者を支援法人として指定しない場合にあっては空家等管理活用支援法人指定却下通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書（第4号様式）により行わなければならない。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を告示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

2 支援法人は、事業年度終了後に、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第7条 市長は、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、支援法人が前条の規定による命令に違反したとき、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（第7号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月13日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（宛先）座間市長

（申請者）

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、次の書類を添え、申請します。

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条各号に掲げる業務のうち、申請者が行う業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

第2号様式（第3条関係）

空家等管理活用支援法人指定書

座間市指令 第 号

法人の住所

法人の名称又は商号

年 月 日

座間市長

印

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、次のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

- 1 法人の名称：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、座間市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、座間市を被告として（訴訟において座間市を代表する者は座間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第3条関係）

空家等管理活用支援法人指定却下通知書

座間市指令 第 号

法人の住所

法人の名称又は商号

年 月 日

座間市長

印

年 月 日付の申請については、審査の結果、次のとおり却下しましたので通知します。

- 1 法人の名称：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 却下の理由：

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、座間市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、座間市を被告として（訴訟において座間市を代表する者は座間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第4条関係）

| | |
|--|--|
| 名称等変更届出書 年 月 日 | |
| (宛先) 座間市長 (届出者) 空家等管理活用支援法人の名称又は商号 代表者氏名 | |
| 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。 | |
| 変更予定年月日 | 年 月 日 |
| 変更する事項 | <input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地 |
| 変更の内容 | 変更前 |
| | 変更後 |
| 変更の理由 | |

第5号様式（第4条関係）

| | | |
|--|-------|--|
| 業務変更届出書 | | |
| 年 月 日 | | |
| (宛先) 座間市長 | | |
| (届出者) | | |
| 空家等管理活用支援法人の名称又は商号 | | |
| 代表者氏名 | | |
| 座間市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。 | | |
| 変更予定年月日 | 年 月 日 | |
| 変更の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更の理由 | | |

第6号様式（第5条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

(宛先) 座間市長

(届出者)

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、座間市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日

年 月 日

廃止の理由

第7号様式（第8条関係）

| | |
|--|-------|
| 指定取消書 | |
| 座間市指令 第 号 | |
| 法人の住所 法人の名称又は商号 | |
| 年 月 日 | |
| 座間市長 印 | |
| 座間市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。 | |
| 指定取消し年月日 | 年 月 日 |
| 指定取消しの理由 | |

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、座間市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、座間市を被告として（訴訟において座間市を代表する者は座間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。